

社会福祉法人ホープ会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ホープ会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員、福祉サービス相談窓口第三者委員（以下「役員等」という）の業務にともなう報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(業務の種類)

第2条 報酬及び費用弁償の対象となる業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 定例監査及び臨時監査への出席
- (3) 行政機関等による監査への立会い
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 福祉サービス総合相談窓口業務への立会い
- (6) 研修会等への出席及び他施設（事業所）への視察業務
- (7) その他理事長が特に必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の場合は、報酬として原則1日(1回)につき3,000円を現金で支給する。

2 前条の(6)については費用弁償として、旅費を支給する。

3 前条の(7)については、業務の実態に即した費用弁償をおこなうものとする。

4 第2項の規定により支給する旅費については、社会福祉法人ホープ会旅費規程を準用する。

5 役員がホープ会職員を兼務しているときは、本規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。